

岸和田市火葬場使用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新斎場供用開始までの間、岸和田市営葬儀条例(平成13年条例第5号)(以下「条例」という。)第2条に規定する岸和田市立斎場の火葬場が使用できない場合において、市外の火葬場を使用した者に岸和田市火葬場使用料補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、条例第5条第2項第3号に規定される使用料の適用を受ける使用者が、次の各号のいずれかに該当する理由で、岸和田市斎場を使用できず、市外の火葬場を使用したものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく葬祭扶助を受けた場合は対象としない。

- (1) 一日に火葬できる件数を超える申込みがあり、岸和田市立斎場を使用できない場合
- (2) 新斎場建設に係る工事等により、岸和田市立斎場を使用できない場合
- (3) その他市長が特に認める場合

(補助対象期間)

第3条 補助金の交付となる対象期間は、令和7年1月2日から新斎場供用開始の前日までに火葬したものとする。ただし、令和8年1月1日を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、市外の火葬場を使用した際に支払った火葬場の使用料から、条例第5条第2項第3号に規定されている使用料を減じた額とし、上限額は10万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、岸和田市火葬場使用料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、火葬許可証の写し、火葬を行った火葬場の使用料の領収書の写し、火葬した日がわかる書類の写し、その他市長が特に必要と認めるものを添えて、火葬した日から180日以内に市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び額を決定し、その旨を岸和田市火葬場使用料補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年1月2日から施行する。

(様式第1号)

岸和田市火葬場使用料補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

岸和田市長 宛

申請者 住所

氏名

死亡者との続柄

TEL

岸和田市火葬場使用料補助金交付要綱により、下記の通り火葬場使用料補助金の交付を申請します。
また、補助金の交付決定後は、その決定日に当該金額を下記のとおり請求します。

【交付申請書欄】

死亡者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	死亡日	年 月 日
	火葬した日	年 月 日
	火葬場名称	

使用した火葬場の使用料				円
岸和田市立斎場使用料 (当てはまる金額を○で囲む)	大人 20,000	小人(12歳未満の者) ・ 10,000	死胎児 ・ 2,000	円
差引額(補助金申請額)				円

【請求書欄】 火葬場使用料補助金を下記の口座(申請者本人)に振り込んでください。

振込先	金融機関名	支店名	預金種別	普通・当座
	銀行・農協・信金・信組	本店・支店	口座番号	
			口座名義	(カタカナで記入)

◆①, ②の内容をご確認いただき、□に✓を入れてください。

①生活保護法の規定に基づく葬祭扶助を受けていません。

②虚偽の申請内容、その他不正な手段により補助金の交付を受けた後に交付要件に該当しないと判明した場合は、岸和田市に対し補助金を返還します。

【添付書類】

- (1) 火葬許可証の写し
- (2) 火葬を行った火葬場の使用料の領収書の写し
- (3) 火葬した日がわかる書類の写し
- (4) 上記の振込先内容がすべてわかる通帳又はキャッシュカードの写し

(様式第2号)

岸和田市指令市市第 号
年 月 日

岸和田市火葬場使用料補助金交付（不交付）決定通知書

様

岸和田市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった岸和田市火葬場使用料補助金について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

交付する 決定金額 金 _____ 円

補助金は、当該補助金の請求に係る口座へ振り込みます。

交付しない 理由

以上